

## 資料 1

### 手話言語条例への思い・期待・意見

#### Ⅰ 手話言語条例への期待

##### (1) 手話を持つ役割について、全市民で共有したい

「手話」はろう者のためのみにあると思われがちですが、もちろん、情報保障の観点からろう者のために重要な役割を果たしますが、一方で、聴者にとっても手話がないとろう者とコミュニケーションが難しいことを考えると、聴者のためのものであり、双方向性の意義を持つことを全市民で共有できるような条例にしたいと思います。

##### (2) 罰則等を設けるよりも、理解のための教育の機会を保障したい

条例なので、障害者基本法や障害者差別解消法よりも突っ込んだ規定が可能だとは思いますが、罰則的な規定によって手話の活用を広げるのではなく、非音声言語としての手話の魅力や豊かさ、そしてろう者にとっての重要性等を誰もが学び合い、理解し合っていくための手段として認識していきたいと思います。そのために、手話を理解したり、学習したりする機会の拡大を保障していくような条例にしたいと思います。

##### (3) 実効性の高い手話言語条例にしたい

各自治体でも手話言語条例の制定が進んでいます。それはとても素晴らしいことですが、逆に簡単に条例が出来てしまうことになると、形骸化・形式化してしまいがちで、条例はあるが、実態がない、手話による対応が十分でない状況になってしまう危険性があります。

そこで、手話言語条例に基づく具体的な行動を提示できると良いと思います。例えば、手話による接客対応が可能な事業所には、吉川市手話言語条例をもとに「しゅわフレンドリーの店（仮称）」の認定や、手話講習会への参加を動機づける市独自の認定制度等も併せて考えると実効性が担保できるのではないかと考えます。

## 2 手話言語条例への期待

・手話を使うことで周りの人から偏見されることが多い。手話とは、ろう者の言語であること。ろう者は第一言語（母語）が手話、第二言語は日本語であることを理解してほしい。

・わたしの家族はデフファミリーであり、家族の中に聞こえる人はいない。災害による避難所で避難した時、周りの人からコミュニケーションができず、情報保障がなくなる。簡単な手話を覚えてくれば少しでも助かると思っている。

・市主催の講演会、イベント、説明会等は手話通訳者がいることを期待する。私たちろう者の見る権利がある。

・市の広報に、簡単な手話表現を記載し、市民に手話という理解、周知をして欲しい。

・市は、手話通訳派遣事業が未設置であるため、手話通訳者等の確保、養成は不可欠である。

・手話言語条例を施行した場合、様々な施策を行うために必要な財政は確保して欲しい。

・単なる条例を作るだけでなく、施行後、どのような環境整備を行えばよいか？どんな環境を作るか議論する場が必要となる。年に数回は、（仮称）環境整備委員会を行って欲しい。

### 3 手話言語条例への思い

手話サークルの一員として吉川市民として、吉川市のろう者が自分達の言語である手話を使いやすい地域社会作りを支援したいと思います。

市民にまず「手話」というものを知ってもらい、音声言語と同等に使う権利があることを周知してもらいたいです。

大人はもちろんですが、より小さいうちに「手話」やろう者にふれあえたら偏見も減るのではないのでしょうか。

幼稚園や保育園などの園児や小学校の低学年の頃に、簡単な手話体験ができればいいと思います。

吉川の手話サークルは（特に経験、技術の豊富な）会員が少なく、どれだけのお手伝いができるか甚だ不安ではありますが、自分達の手話の技術の向上に努めるとともに、市民の「手話」への無知や偏見を少しでも解消させたいと思っています。

手話を理解し市民にも使ってもらえるよう、リーフレットを無料で配布している地域もあるようですが、吉川市も市民への周知のためにそういうものを作成、活用できたらいいと思います。

まずは、当事者のろう者の思いをよく受け止めることから、この吉川市手話言語条例検討委員会を進めていけばいいなと思っています。

#### 4 手話言語条例への思い

民生委員として、現在障がい者福祉部会に所属し、吉川市第四次障がい者計画に関わり、身体・知的・聴覚・視覚・精神などの障がいが多岐にわたり、改めて障がい者の実情を、また、様々な講演会・研修会等を通じて、障がいの有る無しに関わらず、互いに尊重し、認め合い、共に生きる社会を作ることを認識させていただきました。

今般の手話言語条例検討委員会に参加させていただき、聴覚障がい者（児）に対して、手話は生きていくために、命と同様に大切な言語であり、特に未来のある子どもたちが生き生きと暮らしていけるように、聞こえる聞こえないに関係なく互いに協力し、人間として生きていく社会を作っていく大事な手話であることを一般社会に広めることが大事なことです。

#### 5 手話言語条例に対する思い・期待・意見

**思い** 2018年6月現在、在留外国人263万725人、経済財政諮問会議にて2025年までに50万人以上目指すという外国人就労拡大問題がメディアで報道されていますが、既に日本の小学校では、英語が必須科目ですが、同じ日本で生まれ生活しているろう者のコミュニケーションとして大切な手話の普及はまだまで、「手話」という言葉知っているが……というだけで、ろう者が日常生活でどこでもコミュニケーションできる言葉として活用出来ていない現状に対して健聴者が利用しやすい様、理解し共にコミュニケーションしやすい環境が必要と思う。

外国人就労拡大を例えで出したが、障害者雇用問題でもやはり受け入れ態勢をきちんと考えなければ言語条例も制定しても意味の無いものになる。

例えば加須市ですが、言語条例は制定されたが現状通訳者が居ない。募集しても来ない。通訳者を育てる場・環境が乏しい。通訳者への生活保障が乏しい。そのままでは、結局「条例制定」の名ばかりでろう者が今までと変わらぬ生活になってしまう。

言語条例は同じ人間同士が普通に生活すべき第一歩だと思う。

**期待** 既に条例が制定されている地域の小学校では、英語と同じように授業の中に手話をとり入れ、音楽の時間に手話歌をやったり、朝、各クラスでの朝礼で手話の挨拶の時間にしたり、一部企業で「ろう者のお客様」が来店した際、挨拶だけでも出来る様に朝礼で手話を教える等している。又、仕事を持たない主婦等対象に昼の手話講習会、習い事のように学校終わりの学生対象の手話講座、現在吉川でも行っている仕事終わりの方対象の手話講座など選択出来る地域……

様々の方法で「きっかけ」を増やし興味を持ってもらい子供世代から手話は日常に溢れる環境作りで、外へなかなか出る機会が少ないろう者を講師として、働く場や交流の場を作るなどお互い支え合う事が出来る地域を目指したい。

通訳者・士は無理だけど、日常生活レベルの手話は出来るという人も、例えば一週間に一回、市役所、公民館の会議室で相談会やっていますみたいな場を作り、ろう者が日常生活で不便している事、何かして欲しいなどの言葉を筆談まじえて手話講座受講経験者等に時給制で募集し、雇い、常にろう者の声に耳を傾け、同時に成功体験を力に通訳まで目指してもらおう場となり、学ぶ側もろう者も地域活性化に繋がる住みやすい町にして欲しいです。

**意見** ろう者の為に何かしたい、話ししたい、通訳したいと思う人は沢山居ると思います。現状サークルに見学に来てくださる方も居ます。ですが、それぞれのライフスタイルがあり仕事との両立が難しくて全て参加できる人は全員ではありません。同じように言語条例が制定されたが通訳者への生活保障が十分ではない為、独自の派遣事業が出来ているのは、埼玉県では、4市だけです。（さいたま市、所沢市、越谷市、入間市）通訳する側のみならず、ろう者にとっても十分な環境でないことを考え、手話を取得したいと意欲ある人の事も考え、吉川市としてどこまで出来るのか？を曖昧にせずにお話を頂きたく、普通の生活として暮らしやすい吉川にして欲しいと思います。